

第3章 服 務

○美幌・津別広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例

〔昭和46年12月1日〕
条 例 第 7 号

改正 平成元年3月31日条例第3号

平成3年4月1日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について規定することを目的とする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の指定する上級の職員の面前において、別記第1号様式（消防職員）又は別記2号様式（消防職員以外の職員）による宣誓書に署名してからでなければ職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員の職務の宣誓について必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、交付の日から施行し、昭和46年10月11日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、美幌町、津別町の規定により宣誓を行っている者については、この条例により宣誓したものとみなす。

附 則（平成元年条例第3号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第16号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

宣 誓 書		
<p>私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規定を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務の遂行にあたることをかたく誓います。</p>		
年 月 日		
氏名		⑩

別記2号様式（第2条関係）

宣	誓	書
<p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。</p>		
年 月 日		
氏名		⑩